

秦漢時代における官吏の犯罪
—岳麓秦簡「為獄等状四種」案例六に着目して—

Crimes of Government Officials in the Qin and Han Periods
—Focusing on the Yuelu Academy Qin Slips
“Wei Yu Deng Zhuang Si Zhong” Case No.6—

劉 聰

LIU CONG

岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要
第55号 2023年3月 抜刷
Journal of Humanities and Social Sciences
Okayama University Vol.55 2023

秦漢時代における官吏の犯罪 ——岳麓秦簡「為獄等狀四種」案例六に着目して——

劉 聡

はじめに

1970年代以降、秦漢時代の簡牘が次々と出土すると、それらは伝世文献の不足を補う資料となり、とりわけ秦漢時代の刑罰体系・刑罰制度に関する多くの不明点を解決してきた。刑罰は支配者によって制定されるものだが、その処罰対象は一般の民だけでなく、支配者の意志を反映する官吏をも含む。秦漢簡牘には官吏に関する記載も多いため、民に対置される官吏を研究対象とした研究も近年では増えている。さらに21世紀以後、『岳麓書院藏秦簡』や『胡家草場西漢簡牘』などの発見・公刊が進み、官吏に関する律令条文は多数にのぼるようになった。2007年12月、湖南大学岳麓書院は大学の支援を受けて、香港から秦簡を購入した。これとは別に2008年8月、香港の収集家が竹簡76枚を岳麓書院に寄贈した。その内容は陳松長をはじめ多くの学者の整理を経て陸續と出版・公開されている。2013年には『岳麓書院藏秦簡(叁)』(以下は『岳麓秦簡(叁)』)が出版されたが、そこに収録される簡牘は秦王政時代の司法文書を主としていることから、「為獄等狀四種」と命名された¹。

本稿は「為獄等狀四種」に記載される十五案例のうち、その案例六「暨過誤失坐官案」に着目し、秦から漢初にかけての官吏犯罪の用語を中心として検討する。「暨過誤失坐官案」は、官吏の犯罪に対する裁判の実例として極めて貴重な同時代史料であるのみならず、処罰の適用原則をめぐる議論や、犯罪の類型化の基準といった重要な内容を含む。そのため、この史料を正確に理解することで、秦漢における官吏犯罪とその処罰の具体像を明らかにすることが可能である。そこで本稿では「暨過誤失坐官案」に注目し、特にそこに見える用語の検討を行う。

本論に入る前に、まずは従来の「暨過誤失坐官案」に関する代表的な先行研究とそこでの問題点について以下にまとめる。

(1)「暨過誤失坐官案」の釈文について、史達²は「暨過誤失坐官案」に属する一枚の簡を新たに発見し、この簡と「暨過誤失坐官案」の関係について指摘した。陳松長³・陶安⁴はさらに、この新発見の簡を加え、改めて「暨過誤失坐官案」の釈文を修正した。

¹ 陳松長主編『岳麓書院藏秦簡(叁)』、上海辭書出版社、2013年、前言。

² 史達「岳麓秦簡《為獄等狀四種》新見一枚漏簡与案例六的編聯」『湖南大學學報』、2014年第4期。

³ 陳松長主編『岳麓書院藏秦簡(壹一叁)釋文修訂本』、上海辭書出版社、2018年。

⁴ 陶安『岳麓秦簡《為獄等狀四種》釋文注釋(修訂本)』、上海古籍出版社、2021年。

(2) 本件において、「暨」という官吏は様々な事件で告発されており、それらは合わせて八回（八劾）である。この「八劾」のうち、一回は「大誤」、二回は「小犯令」、五回は「坐官」と「小誤」として数えられている。

しかし、「八劾」の区分について、簡牘の欠損のため、先行研究では①「暨」のどの行為がどの犯罪区分に属するのかについて大きな分岐があり、②その区分の理由に対する説明も不足しており、③例えば「坐官・小誤五」という分類における「坐官」と「小誤」の具体的な区分及び「坐官・小誤」が並列して出現する理由が示されていないといった問題がある。

(3) 「暨」の罪について、最初の裁判では「累論」（各々の罪を累加して裁くこと）として扱うべきとされたが、「暨」はこれを不服として二回の申し立てを行い、その結果「相逕」（複数の罪がある場合、最も重い罪のみを認定すること）が適用されることとなった。

蘇俊林⁵は「累論」と「相逕」について検討した上でさらに「犯令」・「誤」・「坐官」の量刑に関する問題をも論じている。しかし、新出の『胡家草場西漢簡牘』に現れる簡牘を参照すれば、「大犯令」と「小犯令」のそれぞれの量刑について再検討が可能である。また、「坐官」の「坐」の定義についても新たな意見を提示できる。

以上の先行研究とその問題点を踏まえて、本稿では、「犯令」・「誤」・「坐官」の語彙を中心に検討する。その理由は第一に、「暨過誤失坐官案」のこれまで「累論」・「相逕」といった語彙が注目されてきたが、「犯令」・「誤」・「坐官」といった犯罪類型に関わる用語についてはあまり注目されておらず、しかもいくつかの問題が存在しているためである。第二に、「犯令」・「誤」・「坐官」は『岳麓秦簡（伍）』・『岳麓秦簡（陸）』・『岳麓秦簡（柒）』・『胡家草場西漢簡牘』などの新出簡牘にも散見し、新たな検討が可能となっているためである。

そこで本稿では「犯令」・「誤」・「坐官」のそれぞれの定義・区分・量刑について検討した上で、改めて「暨過誤失坐官案」の「八劾」問題についてより正確な解釈を提示したい。

1. 「暨過誤失坐官案」の「八劾」

1. 1. 「八劾」の内容

まずは『岳麓秦簡（叁）』に基づく「暨過誤失坐官案」の全体像を紹介する。釈文は陳松長の研究⁶と陶安あんどの研究⁷を参照するが、釈文の配列、特に95簡の配置については注意が必要である。陳松長は95簡を94（2）簡と缺09簡の間に置くが、それに対して陶安は95簡を97簡と98簡の間に置いている。95簡の内容は「暨」の発言の総括部分と考えられるため、本稿は陶安の意見に従ってお

⁵ 蘇俊林「岳麓秦簡《暨過誤失坐官案》的議罪与量刑」『史学月刊』、2019年第8期。

⁶ 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（壹—叁）釋文修訂本』（前掲）、149-151頁。

⁷ 陶安『嶽麓秦簡《為獄等狀四種》釋文注釋（修訂本）』（前掲）、104頁。

きたい。日本語訳については陶安あんの訳注稿⁸に基本的に依拠したが、訓読ではなく現代語として訳出し、一部解釈を改めた部分もある。また、釈文の一部を通行の字体に改めた。

● **敢** 瀆 (讞) 之: □暨自言曰: 邦尉下 (?) □更 (?) 戌令 (?), □誤 (?) 弗傳邦侯; 女子蓄馬一匹, 買 (賣) 卿 (郷) 遣。094 (2)

【……幹……; ……毆 (繫) ……】 缺09

權; □谿卿 (郷) 倉天窓 (窗) 容鳥; 公士冢田橋將陽, 未庠 (斥) 自出, 當復田橋, 官令戌, 錄弗得; 走096

偃未當傳, 官傳弗得; 除銷史丹為江陵史, □未定 (?); 與從事廿 (二十) 一年庫計, 劾繆 (謬) 弩百。凡八劾, 097

以羸 (累) 論暨。此過誤失及坐官毆 (也)。相選, 羸 (累) 論重。謁瀆 (讞)。095

● (?) 視 (?) 獄 (?): **卅** (二十) **一** 年六 (?) **月** 己未劾不傳 (?) 戌 (?) 令; 其七月丁亥幹; 其八月癸丑劾非毆 (繫); 其辛未劾窓 (窗)、098

冢; 其丁丑劾偃; 廼十月己酉暨坐丹論一甲; 其乙亥劾弩。言决 (決) 相選, 不羸 (累)。它如暨099

言。卻曰: 不當相選。100

暨言如前。101

詰暨: 羸 (累) 論有令, 可 (何) 故曰羸 (累) 重? 可 (何) 解? 暨曰: 不幸過誤失, 坐官弗得, 非敢端犯102

灋 (法) 令, 赴隧以成私毆 (也)。此以曰羸 (累) 重。毋 (無) 它解。它如前。103

問如辭 (辭)。104

● 鞠之: 暨坐八劾: 小犯令二, 大誤一, 坐官、小誤五。已 (已) 論一甲, 餘未論, 皆相選。審。疑暨不當105

羸 (累) 論。它縣論。敢瀆 (讞) 之。106

【●】 吏議: 賞暨一甲, 勿羸 (累)。107

●以下のことを上讞いたします。…暨が自ら言うことには、邦尉が…更戌令を下し、□誤って邦侯に伝達しなかった。女子が馬一匹を養っていたが、これを売って、郷が…を遣わし…權。…谿郷の倉の天窓から鳥の侵入を許した。公士冢が橘園で耕作していたが、將陽 (短期間の逃亡) し、まだ職務を解かれないうちに⁹ 自ら出頭したため、再度橘園で耕作させる

⁸ 陶安あんど「嶽麓秦簡司法文書集成『為獄等狀四種』譯注稿一事案五・六」『法史学研究会会報』21号、2017年、126-145頁。

⁹ 「庠 (斥)」を陶安は「名指しする、指弾する」とし、「未庠 (斥) 自出」を「摘発される前に自首する」という意味で理解する。しかし、胡家草場漢簡70-71簡「諸除有爲、若有事縣道官而免庠 (斥)、事已、屬所吏輒致事之。」のように、「庠 (斥)」には「解職」の意味の用例があることから、ここでは命じられた職務をやめさせることと解釈した。

べきところ、官が戌役の任務を与えたのを、点検において発見できなかった。走（官吏の召使い）の偃は傳（戸籍登録）に該当しないのに、官がこれを傳したのを発見できなかった。銷鼎の史である丹を江陵史に任命し、…定めなかった。（始皇）二十一年の庫の会計にとともに従事し、弩百の計算を誤ったことについて劾（告発）された。以上、あわせて八劾である。（以上のように）わたくし暨は累論とされましたが、これは過失・誤失および坐官であり、相逕とするべきで、累論では重すぎます。以上を上讞していただくことを求めます。

…裁判文書を確認したところ、…月の己未、戌令を伝達しなかった件により劾された。七月丁亥、幹（矢柄）の件により劾された。八月癸丑、違法な繫（拘禁）により劾された。辛未、天窓および冢の件により劾された。丁丑、偃の件により劎された。先の十月己酉、暨は丹に連坐して貲一甲と裁かれた。乙亥、弩の件により劎された。

相逕と決定すべきで、累論ではないと（暨は）述べた。その他は暨の供述の通り。

（以上の暨の請求は）却下する。相逕には該当しない。

暨の供述は以前と同様。

暨への詰問。累論とするには規定があるのに、なぜ累論が重すぎるなどと発言したのか。どのように弁解するのか。

暨の供述。不幸にして過失・誤失を犯し、官（の過失）が発見できなかったことに連坐しましたが、故意に法令に違反しようとしたり、悪の道に陥って私利を貪ろうとしたのではありません。そのため、累論は重すぎると述べたのです。その他の弁解はありません。その他の供述は以前と同じ。

照会したところ、供述の通りであった。

●鞠（罪状認定）。暨は八つの劎で罪に問われる。小犯令が二、大誤が一、坐官、小誤が五である。既に貲一甲と裁かれ、その他については裁いていない。すべて相逕である。以上は正確である。暨は累論には当たらないものと疑う。その他は県が裁く。以上を上讞する。

吏の議論。暨を貲一甲とし、累論とはしない。

「暨過誤失坐官案」の主な内容は、江陵県の官吏「暨」からの不服申し立てに基づき、彼に対する処罰をどう適用すべきかをめぐって県廷で検討がなされ、その意見が上讞（上級機関に意見を仰ぐこと）されるといふものである。陶安の見解に基づいて整理すれば、94簡から95簡までは「暨」から江陵県廷への一回目の不服申し立てである。98簡から100簡までは江陵県廷が裁判文書を確認し「暨」の申し立てを却下したことを述べる。101簡から104簡までは「暨」による二回目の不服申し立てとそれに対する訊問・調査である。105簡から107簡はこれに対する江陵県廷の審理及び上讞である¹⁰。江陵県は南郡に属するため、上讞先は南郡太守府であったと考えられる。

¹⁰ 陶安『嶽麓秦簡《為獄等狀四種》釋文注釋（修訂本）』（前掲）、104-106頁。

「暨」という官吏は様々な事件で告発されており、それらは合わせて八回（八劾）とされている。この「八劾」のうち、一回は「大誤」、二回は「小犯令」、五回は「坐官」と「小誤」として数えられている。これらの罪に対して、江陵県廷は最初の裁判では「累論」（各々の罪を累加して裁くこと）として扱うべきとした。しかし「暨」はこの裁判結果を不服として、江陵県廷に一回目の不服申し立てを行った。そこでの結論は原判決と同じく、「累論」であった。「暨」は続けて二回目の申し立てを行い、自分が犯した罪は過失・誤失・坐官であることを強調し、その結果江陵県廷では「相逕」（複数の罪がある場合、最も重い罪のみを認定すること）を適用することとなった。

以上のように、「暨」の「八劾」の罪は「誤」、「犯令」、「坐官」という犯罪性質に属し、その処罰については「累論」と「相逕」という二種類の処罰原則がある。上記のそれぞれの犯罪性質と処罰原則を検討するため、筆者は「暨過誤失坐官案」に現れる「劾」の順序に着目し、史達の研究¹¹を参照しつつ、「八劾」の内容を順番に以下の表1としてまとめた。

表1：「八劾」の内容

番号	劾の概要（簡98、99）	劾の具体的な内容（簡94（2）、96、97）
1	己未劾不傳（？）戌（？）令	邦尉下（？）□更（？）戌令（？）、□誤（？） 弗傳邦侯
2	其七月丁亥劾幹	女子蓄馬一匹，買（賣）卿（乡）遣……
3	其八月癸丑劾非繫	權
4	其辛未劾窓（窗）、豕	(1) 劾窓：□谿卿（郷）倉天窓（窗）容鳥 (2) 劾豕：公士豕田橋，將陽，未庠（斥） 自出，當復田橋，官令戌，錄弗得
5	其丁丑劾偃	走偃未當傳，官傳弗得
6	廼十月己酉坐丹論一甲	除銷史丹為江陵史，□未定（？）
7	其乙亥劾弩	廿一年庫計，劾繆（謬）弩百

このうち、番号1と2に対応する事件（簡94（2）、96、97に相当する内容）は元来の整理者は提示していなかったものである。しかし史達は、『岳麓秦簡（叁）』の出版後、未公開であった岳麓秦簡の中に一枚の竹簡を発見し、これが「暨過誤失坐官案」の冒頭の部分にあたると推定した。この新発見の簡の内容はちょうど「暨過誤失坐官案」の簡98に対応すると史達は述べている¹²。

もう一つ説明したいのは「劾」という文字の意味である。そもそも「暨過誤失坐官案」の中心は「八劾」をめぐる議論である。「劾」については、訴訟・裁判プロセスに関係する史料に頻繁に見ら

¹¹ 史達「岳麓秦簡《為獄等狀四種》新見一枚漏簡与案例六的編聯」（前掲）。

¹² 史達「岳麓秦簡《為獄等狀四種》新見一枚漏簡与案例六的編聯」（前掲）、7-10頁。

れる語彙であるにもかかわらず、その定義が論者によって食い違っている。宮宅潔によれば、「劾」は主に裁判用語として使用された文字であり、意味するところは様ではないが、ほぼ二通りに大別できるという。一つには「取調」という方向の意味を持つものである。もう一つは「拳罪」、「拳案」と解釈され、「告発」の意味であるという¹³。筆者はこの意見が適切と考えるため、以下も「暨過誤失坐官案」の「劾」を「告発」と理解して検討を進める。

1. 2. 「八劾」の数

「暨過誤失坐官案」について、まずは「劾」の数の問題を検討する。張韶光は、案件において暨に対する「劾」の数は七つであり、もう一つの「劾」は簡の一部分が欠損しているため、確定できないと述べている¹⁴。その一方、張伯元によれば、「劾窓（窓）、豕」の部分は二種類の「劾」を示し、故に「暨」に対する「劾」の数は八であるという¹⁵。筆者の考えでは、この議論の要点は「劾窓（窓）、豕」という部分である。表1のように、簡牘の整理者は「八劾」について述べる際に、「劾」ごとに「；」（分號）で区分し、4番の「劾窓（窓）、豕」の部分でしか「、」（頓號）を使っていない。「；」の数から見れば、「暨」に対する「劾」は明確に七つあり、「劾窓（窓）」と「劾豕」を合わせて「一劾」になるように見えるが、この部分の原文は一つ一つの「劾」の前に時間を表す言葉がある。

……其八月癸丑劾非繫；其辛未劾窓（窓）、豕；其丁丑劾偃；……¹⁶

……八月癸丑、違法な繫（拘禁）により劾された。辛未、天窗および豕の件により劾された。丁丑、偃の件により劾された。……

整理者によれば、「其辛未」は前文の八月を指し、二十四日にあたり、「癸丑」は六日、「丁丑」は三十日であるという¹⁷。つまり、「劾窓（窓）」と「劾豕」は同じく八月二十四日に告発されたものであるため、合わせて表したと考えられる。また、これと対応する事件を見れば、穀倉の天井から鳥が入った件と公土豕の事件は全く異なる事件であり、共通点はない。陳松長によれば、「八劾」のそれぞれの事件には具体的な関係が見えず、唯一の共通点はいずれも暨の在任中の「過誤失」であることのみであるという¹⁸。張伯元¹⁹、陳迪²⁰、朱瀟²¹の意見も同様である。「暨過誤失坐官案」

¹³ 宮宅潔『中国古代刑制史の研究』、京都大学学術出版会、2011年、286頁。

¹⁴ 張韶光「岳麓秦簡（叁）“暨過誤失坐官案”的法律適用問題」『黒龍江史志』、2015年第5期、18頁。

¹⁵ 張伯元「“累論”与数罪並罰」『中国古代法律文献研究』第八輯、社会科学文献出版社、2014年、50頁。

¹⁶ 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（叁）』（前掲）、98・99簡。

¹⁷ 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（叁）』（前掲）、151頁。

¹⁸ 陳松長 溫俊萍「論秦律的罪数処罰一以“岳麓書院藏秦簡”為中心」『簡帛研究（二〇一六秋冬卷）』、廣西師範大学出版社、83頁。

¹⁹ 張伯元「“累論”与数罪並罰」（前掲）、54頁。

²⁰ 陳迪「“覆獄故失”新考」『社会科学』、2017年第3期、162頁。

²¹ 朱瀟「“暨過誤失坐官案”所見官吏職務犯罪的再探討」『教育教学論壇』、2020年第28期、106頁。

105簡に、

●鞠之：暨坐八劾：小犯令二，大誤一，坐官、小誤五。……²²

●鞠（罪状認定）。暨は八つの劾で罪に問われる。小犯令が二、大誤が一、坐官、小誤が五である。……

とある。この部分が「暨」の犯罪性質を区分したものであり、すなわち「暨」の犯罪行為のうち二件は「小犯令」に、一件は「大誤」に属し、五件は「坐官」と「小誤」に属したことがわかる。この区分から見れば、もし「劾窓」と「劾豕」がともに「小犯令」に属するならば、この二つの行為を合わせて「小犯令二」として表すことには問題ないが、後述するように「劬豕」は明らかに「犯令」には属さない。

以上のように、「劬窓、豕」は同じ日に告発されたため合わせて記したにすぎず、両者は異なる「劬」であったと考えられる。つまり、「暨過誤失坐官案」の「八劬」は全て明確に現存する簡牘の中に表されており、欠落した「劬」はないと筆者は考える。

1. 3. 「八劬」の区分

上記の105簡によって、「八劬」の犯罪性質の数（小犯令二，大誤一，坐官、小誤五）は明確となる。しかし、「小犯令二，大誤一，坐官、小誤五」に対応する具体的な事件が何なのかは、原文から判断が付きにくい。そのため、「暨」のどの事件がどの犯罪性質に対応するのかについては様々な意見がある。以下では便宜上、表1の番号を使用してこの問題について論述する。

まず朱瀟は、4 (1)「劬窓」と6「坐丹論一甲」は「小犯令」に属し、7「劬豕」は「大誤」に属し、残りは「坐官・小誤」に属すると述べている²³。

張伯元は、3「劬非繫」と5「劬偃」は「小犯令」に属し、6「坐丹論一甲」は「大誤」に属し、残りは「坐官・小誤」に属すると述べている²⁴。

蘇俊林は、「暨」に対する「八劬」において、6「坐丹論一甲」から「坐官」の量刑は明確であるとし、6「坐丹論一甲」は「坐官」に属し、処罰は「賞一甲」と述べている²⁵。

陳迪は「失」の文字に注目し、これを「過失」、「誤失」、「故失」に分けている。陳によれば、「小犯令」は「過失」であり、「大誤」と「小誤」は「誤失」である。この案では、1「劬不傳戍令」は明らかに「犯令」の性質に符合するため、7「劬豕」は確実に「誤失」と述べている²⁶。これら先行研究の観点を以下の表2にまとめておく。

²² 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（叁）』（前掲）、105簡。

²³ 朱瀟「“暨過誤失坐官案”所見官吏職務犯罪的再探討」（前掲）、105-108頁。

²⁴ 張伯元「“累論”与数罪並罰」『中国古代法律文献研究』（前掲）、50頁。

²⁵ 蘇俊林「岳麓秦簡《暨過誤失坐官案》的議罪与量刑」（前掲）、16-25頁。

²⁶ 陳迪「“覆獄故失”新考」（前掲）、158-162頁。

表2:「八劾」の区分

	朱瀟	張伯元	蘇俊林	陳迪
犯令	4 (1)、6	3、5		1
誤	7 (大誤)	6 (大誤)		7 (誤失、大小未知)
坐官・小誤	4 (2)、5		6	

「暨過誤失坐官案」の原文が不明瞭なため、「暨」の犯罪性質に対する理解も表2のように異なっており、現在も定論がない。これまで、「累論」・「相逕」に関する研究が多かったが、ここではむしろ「暨過誤失坐官案」に現れる「犯令」、「誤」、「坐官」という犯罪性質を表す法律用語について注目したい。これらの犯罪性質を表す法律用語のそれぞれの定義・量刑などを明らかにしてこそ、「暨過誤失坐官案」の裁判理由・「暨過誤失坐官案」に現れる犯罪行為の区分・さらに「暨過誤失坐官案」の全体像を解明することができると思う。

2. 犯令

2. 1. 犯令の定義

「犯令」という用語は伝世文献にもいくつかの用例が見られる。一例を挙げると、『漢書』食貨志に、

犯令，法至死，制度又不定，吏縁為姦，天下警警然，陷刑者衆²⁷。

法令を犯せば、法としては死刑に至るが、制度が定まっていない。官吏はそれによって奸悪のこゝろを行い、天下の民衆は悲しみ嘆き、刑に陥れられる人は多い。

とある。一方、「犯令」の意味について、出土文字資料には明確な律文がある。睡虎地秦簡「法律答問」142簡には、

可（何）如為“犯令”、“灑（廢）令”？律所謂者，令曰勿為，而為之，是謂“犯令”；令曰為之，弗為，是謂“灑（廢）令”毆（也）。廷行事皆以“犯令”論²⁸。

「犯令」、「廢令」とはどういうことか。律の内容が「行ってはならない」と命じているのに、これを行うことを「犯令」という。「行え」と命じているのに、これを行わないことを「廢令」という。廷行事（慣例）としてはいずれも「犯令」として裁く。

とある。また、睡虎地秦簡「秦律十八種」倉律57・58簡には、

日食城旦，盡月而以其餘益為後九月稟所。城旦為安事而益其食，以犯令律論吏主者。減春城旦月不盈之稟²⁹。

城旦への日々の食糧支給について、月末になれば余剰分を閏九月の支給分に追加する。城旦

²⁷ 班固撰、顔師古注『漢書』、卷二十四、食貨志第四、中華書局、1962年、1144頁。

²⁸ 陳偉主編『秦簡牘合集』、武漢大学出版社、2016年、法律答問142簡。

²⁹ 陳偉主編『秦簡牘合集』（前掲）、秦律十八種57・58簡。

が軽い労役に従事しているのにその食糧を増やしたならば、犯令律によって担当官吏を裁く。春、城旦の労役が一か月未満であれば、それぞれの食糧を減らす。とある。「法律答問」では、少なくとも戦国秦において「犯令」は固有名詞として律文に現れている。「秦律十八種」では、「犯令」に対する「犯令律」が存在し、それに対応される量刑も存在したであろうことが分かる。

2. 2. 犯令の区分と量刑

2. 2. 1. 犯令の区分

秦簡における「犯令」は、軽重の程度に応じて「小犯令」と「大犯令」に分けられる。睡虎地秦簡「法律答問」144簡には、

郡縣除佐，事它郡縣而不視其事者，可（何）論？以小犯令論³⁰。

郡県で任命した佐が、他の郡県で働いて本来の郡県の業務を行わない場合、どのように裁くか。小犯令で裁く。

とある。一方、岳麓秦簡・秦律令において「犯令」に関する条文は26條あり、そこに「小犯令」は見えないが、4條の「大犯令」に関する用例が注目に値する。『岳麓秦簡（伍）』212・213簡には、

□縣為候館市旁，置給吏（事）具，令吏徒守治以舍吏殿（也）。●自今以來，諸吏及都大夫行往來者，皆得舍焉，它【不】得。●有不當舍而舍焉及舍者，皆以大犯令律論之。令、丞弗得，貲各一甲。●廷甲 廿³¹

□県が市場の隣に候館を設置し、そこで使用する器具を用意し、吏徒にそれを管理させ、吏を宿泊させる。●今後は、往来する諸々の吏及び都大夫はいずれもこれに宿泊できることとし、その他は宿泊させないこととする。●宿泊（する資格）に相当しないのに宿泊した者、及び宿泊させた者は、いずれも大犯令律で裁く。令、丞が発見できなければ、各々貲一甲。

●廷甲 廿

とある。『岳麓秦簡（陸）』208・209簡にも同様の律文がある³²、さらに『岳麓秦簡（陸）』245簡には、

皆當以大犯令律論之。●縣官田令甲 廿二³³

いずれも大犯令律で裁くことに相当する。●県官田令甲 廿二

とある。『岳麓秦簡（柒）』254簡には、

³⁰ 陳偉主編『秦簡牘合集』（前掲）、法律答問144簡。

³¹ 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（伍）』、上海辭書出版社、2017年、212・213簡。

³² 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（陸）』、上海辭書出版社、2020年、208・209簡。

●縣為侯（候）館市旁，置給吏具，令吏徒守治以舍吏殿（也）。●自今以來，諸吏及都大夫行往來者，皆得舍（208）焉，它不得。有不當舍〔舍〕而舍焉及舍者，皆以大犯令律論之。令、丞弗得，貲各一甲。●廿二（209）

³³ 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（陸）』（前掲）、245簡。

故官爵□□皆反環(還)。自今以來有如此者，皆以大犯令律論之，以爲恒。 ～³⁴

元々の官爵□□いずれも戻す。今後はこのような者がいれば、いずれも大犯令律で裁き、これを常制とする。

とある。以上の通り、岳麓秦簡における「大犯令」の用例はいずれも「大犯令律」として現れる。現存する秦簡に「小犯令律」は見えないが、「秦律十八種」倉律57簡に「犯令律」が現れることから、秦では「犯令」という官吏の犯罪行為に明確な法律が設けられていたことが明らかである。「犯令」が罪の程度によって「大犯令」と「小犯令」に分けられ、「大犯令」に対応する「大犯令律」が設けられていることに基づけば、「小犯令」にもこれに対応する「小犯令律」が存在していたであろう。それぞれの犯令律は、犯令に対応する刑罰の等級を規定するものであったと推測される。

2. 2. 2. 犯令の量刑

蘇俊林によれば、「犯令」に対しては貲一盾と貲二甲という二種類の量刑があった。蘇は、前掲の岳麓秦簡（伍）212・213簡において令と丞が「大犯令律」に触れる犯罪行為を発見できなかった場合、貲一甲に処されていた点に注目する。そして、犯罪を見逃した官吏への処罰は犯罪者本人よりは軽いという秦律の原則から見れば、ここでの犯罪者本人は貲一甲よりも重い、貲二甲が科されたと推測され、また同様に「小犯令」の場合は貲一盾あるいはそれ以上の処罰が科されたであろうという³⁵。まずは「犯令」に対する量刑について、『岳麓秦簡（陸）』90簡には、

……引厨厨禁毋敢私炊及食厨中，犯令者貲³⁶

……引厨厨、厨房において勝手に炊事及び食事をしないよう禁ずる。令に違反する者は貲罪とする。

とある。『岳麓秦簡（柒）』244簡には、

□□馬勿敢乘，書□□□□□□得以食，犯令者，皆貲二甲³⁷。

□□馬は乗ってはならず、書□□□□□□食べられるようにする。令に違反する者はいずれも貲二甲とする。

とある。ここから見れば、秦の「犯令」に対する量刑は基本的に笞刑であったと筆者は考える。すなわち貲一盾・貲一甲・貲二甲という三つの等級である³⁸。よって、「大犯令」と「小犯令」はいずれも「貲一盾～貲二甲」という範囲であったと考えてよいだろう。その一方で、蘇俊林のいう、犯罪行為を見逃す過失を犯した官吏に対する処罰原則及び「大犯令」と「小犯令」の具体的な量刑

³⁴ 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（柒）』、上海辭書出版社、2022年、254簡。

³⁵ 蘇俊林「嶽麓秦簡《暨過誤失坐官案》的議罪与量刑」（前掲）、18-19頁。

³⁶ 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（陸）』（前掲）、90簡。

³⁷ 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（柒）』（前掲）、244簡。

³⁸ 笞刑の等級は藤田高夫「秦漢罰金考」梅原郁編『前近代中国の刑罰』、京都大学人文科学研究所、1996年、108-112頁を参照。

については異論がある。湖北省荊州の胡家草場墓地より出土した前漢文帝時代の簡牘『胡家草場漢簡』113簡には、

二 出入殿門、司馬門、衛門，毋得白冠、素履、竹簪、不袴（袴）。入殿門＝者止。犯令及門者弗得，罰金四³⁹

二 殿門・司馬門・衛門への出入りにおいて、白冠・素履・竹簪の着用、袴の未着用は禁じる。殿門に入れば門番がそれを止める。令に違反した者及び発見できなかった門番は、罰金四両とする。

とある。これは殿門への出入りには指定の着装があり、それに違反すれば門番がそれを止めるという規定である。ここでは「犯令者」と「弗得者」の量刑は同等で、罰金四両とされている。水間大輔は、漢簡の「罰金一両、罰金二両、罰金四両」と、秦簡の「貲一盾、貲一甲、貲二甲」とのあいだに継承関係があることを指摘した⁴⁰。この意見に基づけば、罰金四両と貲二甲は同じ等級だと言える。また李振宏は、睡虎地秦簡と張家山漢簡の律名を比較し、漢初の法律は秦律を根拠として制定されたものであると述べている⁴¹。筆者も「漢承秦制」には一定の根拠があると考ええる。すると、岳麓秦簡（伍）212・213簡について蘇が主張した、犯罪を見逃す過失を犯した官吏への処罰は犯罪者本人の処罰よりも軽いという原則については、そもそも明確な律文がないため、なお検討の余地があると考えられる。

岳麓秦簡（伍）212・213簡の「弗得」の令・丞の量刑は貲一甲であり、それによって「大犯令者」に対する量刑はその上の貲二甲であることがわかるが、『胡家草場漢簡』に見えるように「犯令者」とそれを見逃した者（「弗得」）が同様に貲一甲に処された事例も存在している。つまり、「大犯令」の量刑は貲一甲または貲二甲の可能性がある。「小犯令」に関する量刑記載は秦簡に見えないが、貲一盾しかありえないと筆者は考える。

以上の「犯令」に対する検討の要点をまとめておこう。

(1) 秦の「犯令」は固有名詞であり、これに対応した「犯令律」が存在する。その量刑は貲刑の範囲内である。

(2) 「犯令」には大小の区分があったことが明確である。大小の区分がある以上、それぞれの量刑が異なることは疑いない。その具体的な量刑は「大犯令律」と「小犯令律」において規定されているのであろう。

(3) 「大犯令」の量刑は貲一甲または貲二甲である。「小犯令」の量刑は貲一盾である。

³⁹ 武漢大学簡帛研究中心『荊州胡家草場西漢簡牘選粹』、文物出版社、2021年、104頁。

⁴⁰ 水間大輔『秦漢刑法研究』、知泉書館、2007年、63-72頁。

⁴¹ 李振宏「蕭何作律九章說質疑」『歴史研究』、2005年第3期。

2. 3. 暨過誤失坐官案の犯令

「暨過誤失坐官案」の「犯令」に話を戻そう。「暨」の犯罪のうち非法拘禁（「非繫」）は明らかに前掲の睡虎地秦簡「法律答問」142簡に規定されていた「勿為而為之」に該当する。『岳麓秦簡（肆）』283簡には、

☐☐下縣道官而弗治，繫人而弗治，盈五日，貲一盾；過五日到十日，貲一甲；過十日到廿日，貲二甲，後有盈十日，輒駕（加）一甲⁴²。

……県道官に下されても取り調べないことや、人を拘禁して取り調べないことが五日に到れば、貲一盾。五日をこえて十日に到れば、貲一甲。十日をこえて二十日に到れば、貲二甲。その後は十日ごとに、そのつど一甲を加える。

とある。人を拘禁して取り調べない期間が五日を満たせば貲一盾、五日から十日までは貲一甲、十日から二十日までは貲二甲となる。非法拘禁が五日を満たせば「小犯令」となって貲一盾を処され、五日以上となれば「大犯令」となって貲一甲または貲二甲を処される。つまり、「暨過誤失坐官案」の「暨」が「權」という人物を非法拘禁した期間は五日に至っていると推測される。

もう一件の「犯令」について、筆者は戍令を伝達しなかったことがこれに相当すると考える。新発見の094（2）簡の欠字はかなり多いが、史達の注釈によれば、邦尉は秦の指揮官であり、邦侯は諸侯であろうという⁴³。ただし邦侯について、陶安は邦尉の部下としている⁴⁴。張奇璋もまた、邦尉のもとに邦侯・邦司馬・邦司空などの部下が置かれていたことを指摘している⁴⁵。そのため、邦尉・邦侯は一連の軍官系統と考えてよいだろう。邦尉が邦侯に「戍令」を伝達したが、「暨」は何らかの原因でこれを伝達できなかった。「暨」の行為は「為之而弗為」、すなわち「廢令」ということになり、同じく「犯令」で裁かれることになる。文書の伝達について、睡虎地秦簡、岳麓秦簡及び二年律令にはいずれも行書律がある。『岳麓秦簡（肆）』192・193簡には、

●行書律曰：傳行書，署急輒行，不輒行，貲二甲。不急者，日斨（畢）。留三日，貲一盾；四日【以】上，貲一甲。二千石官書不急者，毋以郵行⁴⁶。

行書律。文書を遞送する際、「急」と記してあれば直ちに送る。直ちに送らなければ、貲二甲。「急」ではない場合も、その日のうちに完了させる。三日間留置すれば、貲一盾。四日以上であれば、貲一甲。二千石官の文書で「急」ではないものは、郵を用いて送ってはならない。とある。「急」の文書を直ちに送らなければ貲二甲とされ、「急」ではない文書であれば三日留めて送らなければ貲一盾とされ、四日以上留めて送らなければ貲一甲とされる。「暨過誤失坐官案」に

⁴² 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（肆）』、上海辭書出版社、2015年、283簡。

⁴³ 史達『嶽麓秦簡《為獄等狀四種》新見一枚漏簡与案例六的編聯』（前掲）、8頁。

⁴⁴ 陶安『嶽麓秦簡《為獄等狀四種》釋文注釋（修訂本）』、（前掲）、107頁。

⁴⁵ 張奇璋「邦、邦尉与秦郡県制的發展」『簡帛研究（二〇二一春夏卷）』廣西師範大学出版社、2021年、235-249頁。

⁴⁶ 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（肆）』（前掲）、192・193簡。

において、「相逕」の処罰原則を適用した際の「暨」に対する量刑は貲一甲であった。すなわち、

(1) 邦尉が邦侯に伝達したのは「急」に相当しない令であった。

(2) この戌令は「暨」が三日間留置し、戌令を下した当日に邦侯に届かなかった。つまり、釈文の「□誤(?) 弗傳邦侯」の欠字には「当日」を意味する言葉が入ると考えられる。

3. 誤

3. 1. 誤の区分と量刑

「誤」の意味と区分について、出土文字資料には明確な律文がある。睡虎地秦簡「法律答問」209簡には、

可(何)如為“大誤”? 人戸、馬牛及者(諸)貨材(財)直(値)過六百六十錢為“大誤”, 其他為小⁴⁷。

「大誤」とはどういうことか。戸数や馬・牛及び諸々の貨財の価格(についての誤り)が六百六十錢を超えれば「大誤」とする。その他は小とする。

とある。睡虎地秦簡「效律」58・59・60簡には、

計脫實及出實多於律程, 及不當出而出之, 直(値)其賈(價), 不盈廿二錢, 除; 廿二錢以到六百六十錢, 貲官畜夫一盾; 過六百六十錢以上, 貲官畜夫一甲, 而復責其出毆(也)。人戸、馬牛一以上為大誤。誤自重毆(也), 減臯(罪)一等⁴⁸。

会計において、実数に対する不足および超過が律の基準より多かった場合、および支出すべきでないのに支出した場合、その価格を換算し、二十二錢未満であれば、その罪を免除する。二十二錢から六百六十錢までであれば、官畜夫を貲一盾とする。六百六十錢を超過すれば、官畜夫を貲一甲とし、さらに支出分を賠償させる。戸数や馬・牛については一以上(の誤り)は大誤とする。誤りを自ら発見した場合、罪一等を減ずる。

とある。「犯令」が「大犯令」と「小犯令」に分けられることと同じく、「誤」も「大誤」と「小誤」に分けられることがわかる。整理者によれば、「暨過誤失坐官案」の「過誤失」とは「過失」と「誤失」であり、それぞれ後文の「小犯令」と「大、小誤」に対応する。「失」は「失事」、すなわち結果が不適切ということである。「過」と「誤」は「失事」をもたらした要因である。「過」は法令に従わなかった(すなわち「犯令」)ための「失事」であり、「誤」は誤記や計算違いのような技術的な誤りのことであるという⁴⁹。朱瀛は、「誤」は一般的に技術的な誤りを指し、下層の官吏は大量の律令の運用に従事するため、「誤」はどうしても避け難いことであったと述べている。朱はさらに「法律答問」に基づいて、「誤」は財物の会計や検査に関することを指す一方で、六百六十錢を

⁴⁷ 陳偉主編『秦簡牘合集』(前掲)、法律答問209簡。

⁴⁸ 陳偉主編『秦簡牘合集』(前掲)、效律58・59・60簡。

⁴⁹ 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡(叁)』(前掲)、150頁。

基準として「大誤」と「小誤」に分けられ、これが「誤」の責任者の等級に関係がある、ということとを主張する⁵⁰。

しかし「法律答問」と「效律」それぞれの「大誤」に対する規定の基準は異なり、量刑も言及されていない。「法律答問」によれば、戸数・馬・牛・貨・財などの値の誤りが六百六十銭を超過すれば、「大誤」となる。「效律」によれば、戸数・馬・牛の数を一以上誤れば、「大誤」となる。それに対して、下記の通り、岳麓秦簡の「誤」に対する規定は値と数がより詳しくなっており、「大誤」と「小誤」に対する量刑にも明確な規定がある。『岳麓秦簡（肆）』225・226簡には、

●賊律曰：為券書，少多其實，人戸、馬、牛以上，羊、犬、彘二以上及諸誤而可直（値）者過六百六十錢，皆為大誤；誤羊、犬、彘及直（値）不盈六百六十以下及為書而誤，脫字為小誤。小誤，貲一盾；大誤，貲一甲。誤，毋（無）所害□□□□毆（也），減臯一等⁵¹。

●賊律。券書を作成し、実数に対する不足や超過があれば、戸数や馬・牛については一以上、羊・犬・彘については二以上、および価格を換算できる諸種の誤りについては六百六十銭を超えれば、いずれも大誤とする。羊・犬・彘の数を一頭誤ったとき、及び価格（の誤り）が六百六十銭未満であるとき、および文書を作成して誤字脱字があった場合、小誤とする。小誤は貲一盾。大誤は貲一甲。誤っていても、支障がない…場合、罪一等を減ずる。

とある。これによって、岳麓秦簡では計算違いの数値をもとにした規定があり、「大誤」の量刑は貲一甲、「小誤」の量刑は貲一盾であることが明らかとなる。以上、睡虎地秦簡と岳麓秦簡の「大誤」に関するそれぞれの基準を表3にまとめておく。

表3：「大誤」の基準

出典	睡虎地秦簡「效律」	睡虎地秦簡「法律答問」	岳麓秦簡「賊律」
「大誤」の基準	人戸・馬牛一以上	人戸・馬牛及諸貨財値過六百六十錢	(1) 人戸・馬・牛一以上 (2) 羊・犬・彘二以上 (3) 諸誤而可値者過六百六十錢

蘇俊林は、睡虎地秦簡と岳麓秦簡の「大誤」、「小誤」に関する律文に基づいて次のように述べる。睡虎地秦簡の時代における正式な律には、数によって「大誤」と「小誤」を区別する規定のみがあったが、具体的な運用の時に、数が同じであっても値の差が大きくなる場合もあるため、「法律答問」のような「大誤」、「小誤」を区別する規定が現れ、正式な律を補足した。また、「法律答問」の規定は後に正式な律に組み入れられ、ゆえに岳麓秦簡のような数と値によって「大誤」、「小誤」を区

⁵⁰ 朱瀟「“暨過誤失坐官案”所見官吏職務犯罪的再探討」（前掲）、105-106頁。

⁵¹ 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（肆）』（前掲）、225-226簡。整理者は、「……牛以上」は「……牛一以上」であり、「一」を書き落としたと述べている。

別する規定が生まれたという⁵²。

3. 2. 暨過誤失坐官案の大誤

「暨過誤失坐官案」の大誤は「暨」のどの事件を指すのであろうか。陳迪は、「八劾」において明確に「誤失」に相当すると確定できるのは、秦王政二十一年の庫計において弩百の数値を誤ったことであると述べている⁵³。睡虎地秦簡と岳麓秦簡に現れる「誤」の基準に基づけば、「誤」とは人戸・特定の動物の数および物の値が六百六十銭を超えるような会計の誤りである。ここで「暨過誤失坐官案」に戻ると、「暨」の「八劾」の中には、会計の誤りに関係するのは2（幹の件）と7（弩の件）しかないため、「大誤一」の「大誤」は2または7に相当すると筆者は考える。ただし、より厳密に考えるならば、当時の幹と弩の値について検討しなければならない。

まず幹について、整理者や張伯元は、「幹」を矢柄と理解する⁵⁴。しかし、前述のように『岳麓秦簡（叁）』の出版後、新たに一枚の竹簡が見つけられた。それによって「効幹」に対応する部分を補足できるが、欠字が多いため、「女子蓄馬一匹，買（賣）卿（郷）遣。」と「効幹」の関係は確定できない。史達は二種類の可能性を主張している。すなわち、①「幹」とは人名であり、欠損部分に言及されているであろう人物を指す。あるいは②「幹」は「瀚」と読み、白馬の意味であり、積文の「馬一匹」を指す⁵⁵。私見では、「幹」を「瀚」と読むことは根拠が弱く同意できないが、後文の「効豕」・「効偃」を参照すれば、「幹」は人名の可能性と、矢柄を指す（史達も矢柄と解釈することを否定はせず、簡の欠損部分にその内容が述べられていた可能性があるとする）可能性がある。したがって、①人名であれば、「効幹」がどのような意味で「誤」に相当するのか別に検討しなければならない。②矢柄であれば、その数についての会計の誤りが「誤」に相当するという解釈は成立するが、現存の簡牘からは幹の数やその値を明らかにすることは難しい。いずれにせよ、現存の簡牘から、2（幹の件）の具体的な内容を解明することができない。

次は弩について、暨過誤失坐官案には、

與從事廿（二十）一年庫計，効繆（繆）弩百097

とある。張伯元は、「暨過誤失坐官案」の時代は秦王政二十一年（紀元前二二六年）と二十二年（紀元前二二五年）、すなわち秦が六国を統一する直前であるため、武器の供給が不足していたと述べている⁵⁶。確かに秦は弩を重視しており、里耶秦簡8-151には、

遷陵已計：卅四年餘見弩臂百六十九。

⁵² 蘇俊林「岳麓秦簡《暨過誤失坐官案》的議罪与量刑」（前掲）、19頁。

⁵³ 陳迪「“覆獄故失”新考」（前掲）、161頁。

⁵⁴ 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（叁）』（前掲）、151頁、張伯元「“累論”与数罪並罰」（前掲）、50頁。

⁵⁵ 史達「岳麓秦簡《為獄等狀四種》新見一枚漏簡与案例六的編聯」（前掲）、9頁。

⁵⁶ 張伯元「“累論”与数罪並罰」（前掲）、52頁。

●凡百六十九。

出弩臂四輸益陽。

出弩臂三輸臨沅。

●凡出七。

今九月見弩臂百六十二。

遷陵県で計算済み：三十四年の余剰の現有弩臂百六十九件。

●弩臂合わせて百六十九件。

弩臂四を出して益陽県に輸送。

弩臂三を出して臨沅県に輸送。

●支出した弩臂は合わせて七件。

この九月の現有弩臂百六十二件。

とある。秦において、弩に対する管理が厳格であることがわかり、県に属する弩の数・県外に輸送する弩の数・残っている弩の数がいずれも明確に記録されている。

ここで注目したいのは、「與從事廿一年庫計，効繆（謬）弩百」の「與」という文字である。筆者は「與從事」は「（誰某と）ともに従事した」の意味であると考え。つまり、百の弩の計算を誤ったのは「暨」の個人的な行為ではなく、誰かとともに庫の会計を行った際の誤りである。そのため、「暨」は誰かの弩に対する会計の誤りを発見できなかったため、連座罪を得たという可能性が考えられる。7（弩の件）において、「暨」の犯罪行為は百の弩を誤ったことではなく、業務を共にした人が誤ったのを発見できなかったことなのである。であれば、106簡の「●鞫之：暨坐八劾：小犯令二，大誤一，坐官，小誤五」の「坐官、小誤五」が並列して出現している理由も次のように説明できる。つまり、①7（弩の件）は「小誤」である。②弩百を誤ったという「小誤」は、「坐官」によって生じた罪である。「小誤」の理由が坐官となっているため、残りの四件の「坐官」の犯罪行為と合わせて「坐官、小誤五」で表されたと筆者は考える。

以上、現存の簡牘に基づけば、幹と弩の価値を確定することができないため、2（幹の件）と同様に、「暨過誤失坐官案」の7（弩の件）は「誤」に相当することまでは確実と言えるが、これ以上の検討は難しい。

4. 坐官

4. 1. 「坐」の定義

整理者は暨過誤失坐官案95簡の「此過誤失及坐官毆（也）」の「坐官」を、公務における連座罪であると注釈する⁵⁷。それに対して張伯元は、ここの「坐」は理由を表し、連座ではなく、「～によっ

⁵⁷ 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（叁）』（前掲）、150頁。

て」と理解すべきだと述べている⁵⁸。朱瀟も「坐官」を「官の事情によって罪を得た」と理解すべきで、「坐」とは「罪を得る」の意味であると述べている⁵⁹。朱はいくつかの秦漢簡牘を列挙し、「坐」の意味を考証しているが、ここでその根拠となっている史料の一例を挙げると、睡虎地秦簡「秦律十八種」金布律80簡に、

縣、都官坐效、計以負賞（償）者，已論……⁶⁰

県・都官で点検・会計のために罪を得て賠償すべき場合は、裁いてから……とある。整理小組は、ここの「坐」は罪責を引き受けるという意味であり、「坐效、計」は效・計のため罪を得たことを意味すると述べている⁶¹。しかし、この「秦律十八種」金布律の「坐」が「～によって罪を得る」と理解できても、暨過誤失坐官案の「坐官」もこれと同様に解釈するには問題がある。金布律80簡の犯罪行為は「效・計」であって、ここでの行為の主体は「縣・都官」であるから、ここの「坐」は理由（～によって）を意味すると考えて問題ない。一方、暨過誤失坐官案において、罪を犯した本人とこれに坐官する人物は同じではないため、「坐官」を「～によって」と理解することは適切ではない（後述）。

筆者の考えでは、暨過誤失坐官案に現れる「此過誤失及坐官毆（也）」の「坐官」を連座の意味で解釈することには異論はない。だが、秦漢簡牘における「坐官」の定義は状況によって変化するものであり、理由を意味する用例も存在している。「犯令」・「誤」とは異なり、秦簡において「坐官」の定義に関する記載はない。岳麓秦簡秦律令における「坐官」は一例しか見出せず、『岳麓秦簡（陸）』61・62簡に、

●制詔御史：請當上奏者，耐臯以下先決之，有令。而丞相、御史盡主諸官所坐多不與它官等，丞相、御史官當坐官以論，耐臯以下當上奏當者，勿先決論，侍（待）奏當。⁶²

●制詔御史。およそ（皇帝の）判決意見を仰ぐ上奏をするべき案件において、耐罪以下ならば先に判決することについて、既に令文がある。しかし丞相・御史はいずれも諸々の官を管理するため、累の及ぶ事件が多く、他の官と同様ではない。そこで丞相・御史の官府において坐官で裁くべきことがある場合、耐罪以下で上奏して判決意見を仰ぐべき案件であっても、先に裁いてはならず、判決意見を仰ぐ上奏を待つこととする。

とあるのみである。整理者は、ここの「丞相、御史官當坐官以論」と「暨坐八劾」の「坐」はいずれも、官署公務の事情によって罪を得ることを意味すると述べている⁶³。筆者は「暨坐八劾」の「坐」は「～によって罪を得る」の意味であることには同意する。しかし、暨過誤失坐官案の「小犯令二、

⁵⁸ 張伯元「“累論”与数罪並罰」（前掲）、49頁。

⁵⁹ 朱瀟「“暨過誤失坐官案”所見官吏職務犯罪的再探討」（前掲）、106頁。

⁶⁰ 陳偉主編『秦簡牘合集』（前掲）、秦律十八種80簡。

⁶¹ 睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』、文物出版社、1990年、釋文39頁。

⁶² 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（陸）』（前掲）、61・62簡。

⁶³ 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（陸）』（前掲）、79頁。

大誤一、坐官、小誤五」の「坐」を、「官の事情によって罪を得た」と理解すれば、その意味の範囲は広くなりすぎ、表1に現れる弩の件をはじめ「八劾」の内容がいずれも「坐官」と見なせるようになってしまう。これでは「小犯令二、大誤一、坐官、小誤五」という犯罪の区別が成り立たなくなるだろう。その一方、「坐官」を「連座」と理解すれば、「坐官」・「犯令」・「誤」の犯罪性質は明確に区分できることになる。つまり、暨過誤失坐官案において、単独に現れる「坐」は理由（～によって罪を得る）を意味し、「坐官」の「坐」とは連座の意味であると筆者は考える。

4. 2. 暨過誤失坐官案の坐官

「誤」とは、基本的に会計の誤りおよび文書を作成した際の誤字脱字のことであった。よって表1に現れる4・5・6の犯罪行為は明らかに「誤」とは関係なく、「坐官」に属するものと考えられる。

4 (2) (豕の件) について、原文 (1. 1. 「八劾」の内容を参照) には、

官令戌，録弗得 096

とあり、5 (偃の件) について、原文には、

走偃未當傅，官傅弗得 097

とある。筆者の考えでは、豕の件の要点は「録弗得」（点検して発見できなかった）ということであり、偃の件の要点は「傅弗得」（傅籍に登録したことを発見できなかった）ということである。この二つの事件において、問題視された行為はそれぞれ「録」と「傅」である。陶安あんど⁶⁴の見解に従えば、「録」と「傅」の行為主体はそれらを実際に行った担当官吏（すなわち釈文の「官」）のはずであり、「暨」の罪は明らかに担当官吏の「録」と「傅」における問題を発見できなかったことである。つまり、上記の睡虎地秦簡「秦律十八種」金布律とは異なり、「暨」の罪は彼自身が「録」あるいは「傅」によって罪を得たのではなく、担当官吏の問題を発見できなかったことによる連座罪である。

6 (丹の件) について、原文では、

除銷史丹為江陵史，□未定（？） 097

廼十月己酉暨坐丹論一甲 099

とある。『史記』范雎列伝には、

秦之法，任人而所任不善者，各以其罪罪之。⁶⁵

秦の法では、人を任命したが任命された者が不善をなせば、各々その（任命された者の）罪で裁く。

とある。任命された人物が罪を犯すと、任命した人物も同様の罪で処罰されるという。「暨」もま

⁶⁴ 陶安『嶽麓秦簡《為獄等狀四種》釋文注釋（修訂本）』（前掲）、105頁。

⁶⁵ 司馬遷撰『史記』卷七十九、范雎蔡澤列傳第十九、中華書局、1982年、2417頁。

た銷県の史である丹を江陵史に任命したからには、丹を監督する責任があったはずである。そのため「暨」は丹の何らかの罪を発見できなかったことによって連座罪を受け、貲一甲を処されたと考えられる。なお、釈文の「除銷史丹為江陵史，□未定(?)」の欠字は丹の罪に言及していたと推測される。

4 (1) (窓の件) について、原文では、

□谿卿(郷)倉天窻(窓)容鳥 096

とある。睡虎地秦簡と岳麓秦簡にはいずれも「倉律」があり、穀倉が重視されていたことを反映している。王勇は、倉は食糧支給を管理する機関であり、郷倉は郷嗇夫によって管理されるが、郷嗇夫には食糧を支給する権限がなく、県倉から郷に移送する食糧は県廷によって管理されていると述べる⁶⁶。この見解に従うならば、郷嗇夫のような郷倉を管理する官吏が存在する一方で、郷倉は県廷による管理を受けていたことになる。このため、窓の件について、鳥の侵入を許したのは谿郷の郷倉を実際に管理していた担当官吏であるが、暨は県廷の官吏としてこの過失に連坐したものと考えられる。

以上のように、4・5・6の犯罪行為はいずれも102簡「不幸過誤失，坐官弗得」の「坐官弗得」に対応する。また、「坐官」には二種類の意味があった。一つには、自身の犯した業務上の過失で罪を得るという意味である。今一つには、他の人の罪によって連座罪を得るという意味である。前者の場合では犯罪行為の主体と坐官する人物とは同一であるが、後者の場合では犯罪行為の主体と坐官する人物とは異なることになる。

おわりに

本稿では、岳麓秦簡「為獄等状四種」案例六「暨過誤失坐官案」に注目し、これまでの研究成果を参照しつつ、岳麓秦簡をはじめ新出簡牘に散見する「犯令」・「誤」・「坐官」に関わる記載を取りあげ、「犯令」・「誤」・「坐官」のそれぞれの定義・区分・量刑など問題を確認し、特に先行研究の「犯令」に対する量刑および「坐官」の定義をめぐる問題点を明らかにした。さらに、「犯令」・「誤」・「坐官」の内容を明確化した上で、改めて「暨過誤失坐官案」の「八劾」について論じ、「暨過誤失坐官案」の全体像を明らかにした。以下に本稿の結論をまとめておく。

(1) 「犯令」は大犯令と小犯令に分けられる。「大犯令」の量刑は貲一甲または貲二甲である。「小犯令」の量刑は貲一盾である。

(2) 「誤」は大誤と小誤に分けられ、会計の誤りおよび文書作成における誤字脱字を主に指す。「大誤」の量刑は貲一甲、「小誤」の量刑は貲一盾である。

(3) 「坐官」は犯罪行為の主体と実際に坐官する人物主体との関係に応じて、二種類の意味がある。

⁶⁶ 王勇「里耶秦簡所見秦遷陵県糧食支出機構的権責」『中国農史』、2018年第4期、61-70頁。

両者が同じ人であれば、「坐」とは自身の犯した業務上の過失によって罪を得るという意味である。坐官する人物が犯罪行為の主体でないのであれば、「坐」とは連座の意味である。

(4) 暨過誤失坐官案について、表1の番号に基づき暨に対する「八劾」の区分及び対応する量刑を以下の表4にまとめておく。

表4：「八劾」の区分と量刑

犯罪区分	告発される事件	量刑
小犯令	1戍令の件	贖一盾
	3非繫の件	
大誤	2幹の件	贖一甲
坐官	4 (1) 窓の件	丹の件は明確に贖一甲である。残りの三件は確定できないが、最後の裁判から見れば贖一甲あるいは贖一盾であろう。
	4 (2) 豕の件	
	5偃の件	
	6丹の件	
小誤	7弩の件 (坐官の為)	贖一盾

表4に基づけば、暨に対して「相逕」を適用した場合は、贖一甲となる。「累論」を適用した場合は、贖二甲六盾から贖五甲三盾までであろう。

本稿は官吏犯罪の用語研究によって、秦漢時代における官吏犯罪行為の一端を明らかにしようとした。しかし、本稿に論じた「犯令」・「誤」・「坐官」は基本的に行政領域の犯罪用語である。官吏の「受賂」・「行賂」行為に関する経済領域の犯罪用語および司法領域の「治獄」に使われる用語の如何についても、検討するに値する重要な問題と言える。今後の課題としたい。